



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。



知事ごあいさつ

最近の消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や、グローバル化・高度情報化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う新しい生活様式の定着などにより、大きく変化してきております。

これに伴い、県消費生活センターへの相談状況も、ここ数年、高齢者からの相談割合が高い水準で推移しているほか、インターネット関連のトラブルや架空請求に関する相談が多くみられ、また昨年は新型コロナウイルス感染症に関連した相談が増加するなど、その内容も多様化、複雑化しております。

このため、県では、消費者である県民の皆様が、安全・安心で豊かな消費生活を送ることができるよう、消費者ホットライン「188」の周知など消費生活相談をしやすい環境づくりや、成年年齢の引き下げを見据えた若年者に対する啓発、高齢者等の消費者被害を防ぐための見守りネットワークづくりを推進しております。

また、県内外の消費者に本県の現状を正しく理解してもらおう取組として、食と放射能に関する説明会や、首都圏等の消費者と生産者との交流を図る事業、県内で活躍する農林水産関係者を講師として県外に派遣する事業をオンライン方式などを活用しながら、引き続き実施してまいります。

現在、本県の消費者施策の総合的かつ計画的な推進を目指す福島県消費者基本計画の策定準備を進めており、県民の皆様の消費生活の安定・向上を図るため、今後とも消費者行政の充実・強化に努めてまいります。

福島県知事 内堀 雅雄



引っ越しではココに注意！～新生活トラブル相談事例～

アパート退去時のトラブル

入居時に新品ではなかった壁や床が新品だったと言われ、やっていないシミや傷についても指摘があり、敷金に加え、補修費用や清掃代を請求された。



通常使用による破損や
経年変化によるもの

家主負担

通常の使用方法を超える
使い方によって生じたもの

借主(入居者)
負担

※ 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」より

未然防止策

- ☆入居前に部屋に傷や汚れがないか記録
- ☆「ハウスクリーニングは借主負担」などの特約は原則として有効なので、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認



令和2年 なりすまし詐欺被害状況等

被害認知状況

135件、2億2,795万円 (前年比 +31件、+5,299万円)

※ 福島県警察本部生活安全企画課発表

(単位：件、万円)

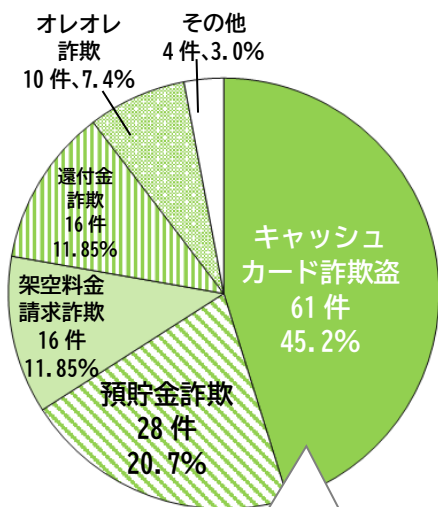
	令和2年		令和元年		比較増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
なりすまし詐欺	135	22,795	104	17,496	+31	+5,299
詐欺・恐喝	74	14,069	80	13,841	-6	+228
オレオレ詐欺	10	2,334	9	1,677	+1	+657
預貯金詐欺	28	3,053	28	3,059	±0	-6
架空料金請求詐欺	16	5,659	22	4,266	-6	+1,393
還付金詐欺	16	2,306	13	2,019	+3	+287
その他 ※1	4	717	8	2,820	-4	-2,103
キャッシュカード詐欺盗	61	8,726	24	3,655	+37	+5,071

※1 「その他」は、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺等

特徴

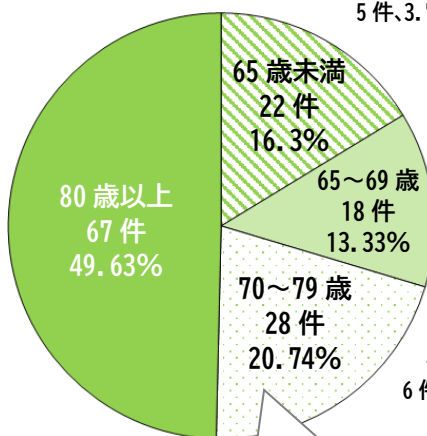


手口別



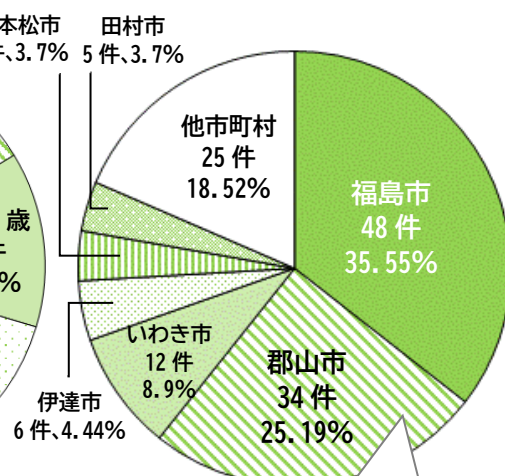
キャッシュカード詐欺盗被害が今年の2.5倍！

年齢別



83.7%が65歳以上の高齢者被害

地域別



60.7%が福島市及び郡山市での被害

福島県のリサイクル率は？

46位

/47 都道府県中

！【リサイクル率】
福島県 12.9%
全国平均 19.9%

リサイクル率とは…
ごみ全体量に対する
リサイクル量の割合

家庭から出るごみのうち、紙、ペットボトル、プラスチック製容器、空き缶などはリサイクルすることができます。

限りある地球の資源を大切にし、環境を守るため、ごみの減量やリサイクルに取り組みましょう。



混ぜればごみ、分ければ資源！

ごみをリサイクルすれば、資源として新しい製品に生まれ変わり、その分だけ焼却や埋立の必要がなくなります。分別はお住まいの市町村のルールに従ってください。

○「紙マーク」はリサイクル！



「紙マーク」が表示されているものはリサイクルできます。捨てる前にもう一度チェックを！

○「小型家電」もリサイクル！



携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電（電気・電池で動く小型の家電製品）には、貴金属やレアメタルなどの有用な金属が含まれています。

市町村の施設や家電量販店などに設置されている小型家電回収ボックスに出してリサイクルしましょう。回収品目や回収場所はお住まいの市町村に確認してください。

食品トレイ、ペットボトル、紙類などの資源物を回収している店舗も活用しよう！



環境に配慮した商品を優先して購入しましょう

リサイクル素材の製品など、環境に優しい商品を優先して購入しましょう。環境に優しい製品のマーク（エコマーク、グリーンマークなど）の付いた商品を選んで購入することがリサイクルに協力することになります。



エコマーク



グリーンマーク



令和3年4月1日から表示が税込価格になります！

令和3年4月1日から、事業者が消費者に対して行う価格表示が税込価格（総額表示）になります。店頭の時札・棚札、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも対象となります。

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することもOK！



総額表示に該当する例

(税込価格 10,780 円(税率 10%)の商品の例)

- 10,780 円
- 10,780 円 (税込)
- 10,780 円 (うち税 980 円)
- 10,780 円 (税抜価格 9,800 円)
- 10,780 円 (税抜価格 9,800 円、税 980 円)
- 9,800 円 (税込 10,780 円)



出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

出前講座問い合わせ Tel 024-521-7736 まで

【テーマ例】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、消費者問題、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など

【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など

【講師】県消費生活相談員、金融広報アドバイザー(ファイナンシャルプランナー、司法書士等) など

【申込先】県消費生活センター(消費生活課) FAX 024-521-7982
※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。



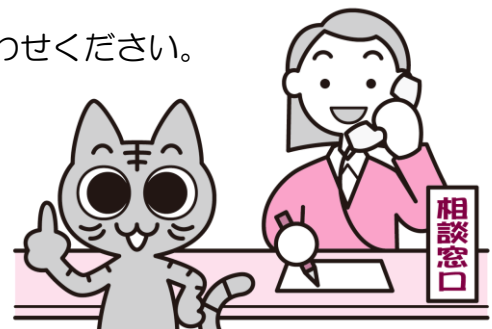
消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、**【弁護士・司法書士による法律相談】** **【ファイナンシャルプランナー (FP) による生活再建等相談】** を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 県消費生活センター 024-521-0999
- 県中地方振興局 024-935-1295
- 県南地方振興局 0248-23-1548
- 会津地方振興局 0242-29-5295



福島県 生活環境部消費生活課 024-521-7736 (令和3年2月発行)